

## PCB多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理計画策定要領

### (目的)

第1 この要領は、福井県が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な処理指針」に基づき、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物を多量に保管する事業者が、計画的にPCB廃棄物を処分することにより、福井県内のPCB廃棄物の計画的な処理に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領の用語の意義は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、同法施行令および同法施行規則の定めるところによるほか次のとおりとする。

- (1) 「高圧トランス等」とはPCBを含む高圧トランス、高圧コンデンサおよびこれらと同程度の大型の電気機器で10kg以上のものをいう。ただし、柱上トランスおよび低濃度PCB汚染物を除く。
- (2) この要領において「PCB多量保管事業者」とは、一事業場において高圧トランス等を30台以上保管または使用している事業者をいう。
- (3) この要領において「廃PCB等」とは、廃PCBおよびPCBを含む廃油をいう。ただし、低濃度PCBを除く。

### (対象範囲)

第3 この要領は「高圧トランス等」および「廃PCB等」を対象とする。

2 この要領は、福井県内におけるPCB多量保管事業者に適用する。

### (PCB廃棄物処理計画)

第4 PCB多量保管事業者は、特別管理産業廃棄物処分業者と連絡調整し、事業場ごとに自社のPCB廃棄物処理計画を策定するものとする。

2 計画には以下の項目について定めるものとする。

- (1) PCB廃棄物の適正な保管
- (2) 安全な収集運搬
- (3) 計画的な処分
- (4) その他必要な事項

### (処理計画の策定報告)

第5 PCB多量保管事業者は、様式1によりPCB廃棄物処理計画を策定し、平成20年6月30日までに、保管事業場の所在地を管轄する保健所長を経由し知事へ報告する。

ただし、特別管理産業廃棄物処分業者の都合により、PCB廃棄物処理計画を策定できない場合は、当該処分業者と協議調整が整った後、速やかに報告する。

2 PCB多量保管事業者は、PCB多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理計画を変更した場合には、その内容を様式1により速やかに保管事業場の所在地を管轄する保健所長を経由し知事に報告する。

3 報告書の提出部数は、2部とする。

### (計画の変更の指導等)

第6 保健所長は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な処理指針」に基づく計画的な処理に支障が生じると判断した場合は、PCB多量保管事業者に対し、計画の変更について必要な指導および助言を行うことができる。

### 附 則

1 この要領は、平成20年1月25日から施行する。